市税第77号
令和6年8月5日

三重県土地家屋調査士会
会長　川井　一浩　様

四日市市長　森　智広

固定資産評価通知書の交付廃止について

平素から本市の税務行政にご理解・ご協力を賜り御礼申し上げます。

このたび、津地方法務局と本市との間におきまして、地方税法第382条及び同法第422条の3の規定に基づく通知を電子化し、書面による当該通知を廃止することについて合意に至りました。

これに伴い、市内不動産（土地及び建物）に係る所有権移転登記等の申請の際に、登録免許税額算定のため無料交付している「固定資産評価通知書」について、下記期日から交付を廃止します。また、これに併せて、固定資産課税台帳に登録された価格のない物件の固定資産評価通知書（仮評価通知書）、評価額ゼロ円の評価通知書の交付を廃止します。

つきましては、本書について貴会会員の皆様にもご高覧いただきますようお願い申し上げます。

また、今後は、固定資産評価証明書のほか、固定資産課税台帳に登録された価格のない物件の固定資産評価証明書、奥書証明による固定資産課税台帳登載証明書等、すべての市税証明書の代理申請において、書面による所有者または相続人からの同意確認（委任状）が必要となりますので、併せてご承知おきください。本市における代理申請の取り扱いについては、下記事項にご留意ください。

なお、固定資産評価通知書に代わり、下記の帳票等が登録免許税の課税標準額の確認に活用可能なものとして、津地方法務局に確認済みであることを併せて申し添えます。

記

1．廃止年月日　令和6年10月1日

2．登録免許税の課税標準額の確認に活用可能な帳票等
- 固定資産税・都市計画税　課税資産明細書（納税通知書と同時送付）
- 土地・家屋名寄帳兼課税台帳（縦覧期間外は有料）
- 固定資産　評価証明書（有料）　※仮評価証明書を含む

3．本市における代理申請に関する留意点
- 委任者が個人の場合は、委任状に委任者の署名または記名押印が必要です
- 委任者が法人の場合は、委任状に代表者印、または、法人印の押印が必要です
- 補助者等の使者が申請する場合は申請書に職印、または、法人印の押印が必要です

以上

［お問い合わせ］四日市市役所　市民税課　税務政策係　電話059-354-8131